

長期収載品の選定療養の公害診療報酬における取扱いについて

- 1 公害診療においては、長期収載品（先発薬）を選択しても「特別の料金」は発生しない。（これまでどおり自己負担なし）



公害診療に係る薬剤料は、これまでと同様に
大田区へご請求ください。

令和6年7月12日付厚労省保険局医療課事務連絡「長期収載品の処方等又は調剤の取扱いに関する 疑義解釈資料の送付について（その1）」の問11において、「国の公費負担医療制度の対象となっている患者が長期収載品を希望した場合についても、他の患者と同様に、長期収載品の選定療養の対象となる」とされているが、公害健康被害の補償等に関する法律（以下「公健法」という。）に基づいて給付される公害医療は医療保険制度とは別に給付されるものであり、選定療養費は公健法の給付では規定されていない。このため、問11の適用を受けるものではなく、従来どおり自己負担なしの取扱いとなる。なお、上記整理については、厚生労働省保険局医療課とは協議済みである。（令和6年8月7日付け 環境省通知より）

- 2 「特定薬剤管理指導加算3（ロ）」は、以下の要件では公害診療での算定不可。

要件：選定療養の対象となる先発医薬品を希望する患者に対し説明を行った場合。（公害診療の給付において選定療養の規定がないため算定対象外）

※ 以下の場合は公害診療でも算定可（ただし、摘要欄に記載が必要）。

- ① 医薬品の供給不安定を理由に前回と異なる銘柄で薬剤の交付をすることを説明した場合。
- ② バイオ医薬品の一般名処方による処方せんの交付を受けた患者又はバイオ後続品が処方された患者に対して、バイオ後続品の品質、有効性、安全性等について説明を行った場合。（令和8年6月診療報酬改定により追加）